

議案第 6 号

令和 3 年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別 会計予算

令和 3 年度鳥取県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4, 1 8 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 2 6 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,514
2 諸 収 入		31,670
	1 県 預 金 利 子	3
	2 貸 付 金 元 利 収 入	31,629
	3 雑 入	38
歳 入 合 計		34,184

歲 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費		千円 34,184
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 事 業 費	34,184
歲 出	合 計	34,184

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	令和4年度から 令和8年度まで	<div style="text-align: right;"> <small>千円</small> 62,772 </div>